

次世代育成支援対策推進法に基づき当法人の行動計画を策定しましたので周知します。

社会福祉法人佐渡寿福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日～令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児短時間勤務制度の拡大。（3歳→小学校就学前）

小学校就学前の子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度に拡大する。

〈対策〉

- 令和 7年 職員への意向確認調査
委員会・運営会議で検討開始
- 令和 8年 理事会承認、規則改正、職員への周知

目標2：育児手当の支給制度を導入する。

育児休業終了から3歳未満の子を養育する職員に対して、育児手当を支給する制度を導入する。

〈対策〉

- 令和11年 職員への意向確認調査
支給要件等の制度設計
委員会・運営会議で検討開始
理事会承認、規則改正
職員への周知